

第 197 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 5 月 26 日(水) 午前 9 時 ～ 午前 11 時 00 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (35名)

1 番 高橋 政伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆季
6 番 足立 信子	7 番 古田川 光彦	8 番 内田 吉彦	9 番 藤原 康正
10 番 石原 隆幸	11 番 石原 敬士	13 番 磯田 光徳	14 番 藤原 功
15 番 宇田川 光好	16 番 安部 備造	17 番 勝部 定次	18 番 金倉 弘美
19 番 和久利 勝	20 番 八澤 幹夫	21 番 若 槻 進	23 番 和久利 健
24 番 高橋 正敏	25 番 石原 宏二	26 番 賀元 春男	27 番 若月 勝久
29 番 藤原 功	31 番 山田 幸則	32 番 福本 成美	33 番 安部 治美
35 番 松原 康夫	33 番 安部 治美	35 番 松原 康夫	37 番 若 槻 保
38 番 堀尾 敏久	37 番 若 槻 保	38 番 堀尾 敏久	39 番 永濱 孝之
40 番 石原 博	41 番 足立 康夫	42 番 松島 昭夫	43 番 原田 二郎

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 森山 昇

5. 欠席委員 (7名)

05番 大坂委員 12番 松原委員 22番 藤原委員 28番 藤原委員 30番 小池委員
34番 卜藏委員 36番 岩田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の農業用施設転用に関する届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用集積計画の承認について (所有権の移転)

議案第4号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

議案第5号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第197回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2名、出席者は18名中16名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 若槻委員、7番 古田川委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号から議案第5号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年5月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積439㎡のうち121㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由は農機具用倉庫。用途区分変更については、先月の総会を経て、令和3年4月27日に公告されています。工期は、令和3年5月27日から6月末の予定です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和3年5月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積は1,290㎡。権利種別、3条使用貸借。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利の設定です。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。権利の設定は、許可の日から、設定期間10年間です。別添の資料1をご覧ください。住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左側の赤く囲った場所です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は52㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は136aです。対価につきましては、総額10万円です。別添の資料2をご覧ください。住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左上の赤く囲った場所です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積は373㎡のうち77.16㎡。権利種別、3条地役権。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。申請事由は、地役権の設定。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。対価につきましては、10aあたり月額3千円です。権利の存続期間は20年間です。別添の資料3をご覧ください。住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。右真ん中付近の赤く囲った場所です。 「地役権の設定」でございますが、3月の総会でもご審議頂いておりますが、昭和45年の農地法改正により、農地法第3条に、民法で規定される地上権またはこれと内容を同じくするその他の権

事務局	利の設定移転につきまして、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となり、許可することができる旨が規定されました。地上権は、土地の地下の一定の部分あるいは空中の一定の範囲に工作物を設置することを目的とする権利です。地役権は、「自分の土地の利便性を向上させるために、他の人の土地を利用できる権利」で、このたびは送電線を通すために、他人の土地の上空を利用する権利です。この権利は、空中を使用するのみで、地表は直接使用をしないものですので、農地にこれらの権利が設定されても、耕作には支障がなく従来どおり農地として利用できる場合が多いです。したがって、このような場合には、農地法第5条の権利の設定移転には該当しませんので、農地法第3条の許可を受けることになります。なお、電気事業法に規定される電気事業者が農地に地役権を設定するときには、農地法第3条の許可は不要とされています。また、地役権設定の登記を行うと、売買などによって譲渡された時には、自動的に移転され、新所有者が義務を引き継ぐことになります。この案件につきましては、●●●●さんの採石場だった場所に、△△△△さんが太陽光発電設備を設置しており、□□□□の中国電力■●●●変電所までのルートにある送電鉄塔に送電線を設置するものです。送電線は地上からおよそ18メートルの高さに設置されるとのこと、また、△△△△さんは電気事業法に規定される電気事業者ではありませんので、農地法第3条の許可が必要となります。空中を使用するのみで、地表は直接使用をしないものですので、農地に権利が設定されても、耕作には支障がなく従来どおり農地として利用できると見込まれ、許可は適当であるものと考えます。 皆様に通知でお知らせいたしておりました、□□□□・○○○○様の案件は、取り下げとなりました。よろしくお願い致します。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,563㎡他で計3,123㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積はご覧のとおりです。別添の資料4をご覧ください。住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。右下の赤く囲った場所です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員。
19番	番号1について、19番和久利が補足説明させていただきます。場所は□□□□でございます。その畔のところにある圃場です。○○○○さんと△△△△さんは親子でございまして、所有権移転は何ら問題ないと思っています。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。

23番	番号2について、23番和久利が補足説明させていただきます。現地については、□□□□になります。〇〇〇〇さんは畑をしておられましたけれど、近年高齢になり、できないということです。この土地は、駐車場や宅地等に囲まれており、進入路がない土地で、本人さんもうしうか悩んでおられました。たまたまその隣地に譲受人の△△△△さんが小さい倉庫を置いていましたところ、同じ自治会でもある△△△△さんに土地をつかってほしいと相談があり、有償移転で貰い受けるかたちになりました。減反地のなかの小さい畑で、面積も52㎡しかありません。宅地にもならないような土地で、△△△△さんの方で何か活用を考えておられるようです。問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。 議案第1号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番石原委員。
25番	番号3について、25番石原が補足説明させていただきます。先ほど事務局からお話があったように、送電線を通すための申請でございまして、場所は□□□□でございます。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年5月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積131㎡。申請人氏名〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。転用目的は露天駐車場。施設等、駐車場。転用理由は、来客者駐車場を整備するため。(除地については、都市計画区域・用途地域指定区域のため必要ありません。)資料5に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。

35番	番号1について、35番松原が補足説明させていただきます。場所は■■■■地内でございまして、□□□□でございます。現在その隣の●●●●さんの家は更地になっており、畑が続きにあるということです。それを露天駐車場として整備したいということでございます。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年5月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積 2,554㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。経営面積はご覧のとおりです。所有権の移転を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。売買価格につきましては、773,862円です。移転の時期、令和3年5月26日。支払方法、口座振込。支払期限、令和3年6月30日。この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。 農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。14番藤原委員。
14番	番号1について、14番藤原が補足説明させていただきます。この農地は□□□□地区■■■■■■地内でありまして、□□□□にこの農地がございまして。これは昨年11月の第191回総会で、●●●●さんの農地をしまね農業振興公社が譲り受けた案件でございまして、今回はそれをしまね農業振興公社から△△△△さんに所有権の移転をするものです。適正に管理もされており、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。

事務局	次、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)上程いたします。事務局説明してください。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和3年5月26日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外13筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,074㎡他で計18,583㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は565.3aです。利用目的は田。期間は4年10か月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積869㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,860㎡他で計3,322㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は279.2aです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番賀元委員。
26番	番号1について、26番賀元が補足説明させていただきます。農地の大字は□□□□になっていますが、○○○○さんと△△△△さんは、■■■■自治会です。場所について、□□□□に○○○○さんのご自宅があります。田圃は□□□□に平行して点在しております。△△△△さんは町内でも耕作をされておられまして、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、議案第4号番号2から番号3について、受け手も出し手も同じですので、いっしょに担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号2から番号3について、41番足立が補足説明させていただきます。場所は□□□□自治会■■■■集落地内です。○○○○さん△△△△さんとも、同じ常会の方です。○○○○さんは従来より熱心に管理しておられます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2から番号3について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2から番号3について承認することに決しました。 次、議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。農業振興課農政グループ廣田主任主事、説明をお願いいたします。
農政G	失礼します。農業振興課・農政グループの廣田です。農振除外を担当しています。よろしくお願いします。 議案第5号の奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。今回、除外と用途区分変更の2種類ございます。 まずはじめに、除外からご説明させていただきます。件数32件、筆数33筆。面積6,629㎡が今回の申請内容でございます。この申請のうち整理番号3番・6番・8番・17番・23番・24番・26番・27番・31番・32番が追認でございます。 番号1、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積967㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号2、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積166㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、駐車場・農業用倉庫。現在の駐車場が手狭であり、所有台数の駐車場が確保できていない状況であり、申請地に駐車場兼農業倉庫を建設したい。住宅周辺には農地しかなく、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号3、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積387㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の目的、進入路・駐車場。現在借用している駐車場を地主に返却するため、新たに駐車場を確保し整備したい。申請地は工場隣接地であるため使用に便利であり、利便性を考えれば他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号4、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積45㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除

農政G	地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号5、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積274㎡、うち事業面積9㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。平地で中国電力から引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は9㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号6、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積362㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、宅地拡張・農業用倉庫。宅地の隣接地であり、既存の宅地の拡張のため、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号7、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積503㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、宅地。親族の日常的支援を目的としており、親族宅近傍で他の土地を検討したが、非農地については急傾斜地しかなく、申請地を選定。申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号8、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積75㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路。宅地に隣接し、道路沿いであり利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号9、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積907㎡、うち事業面積469㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、宅地。現在の宅地は老朽化が激しく、また土砂災害特別警戒区域内に入っており早期の移転を行いたい。他の土地について検討を行ったが、当該農地以外の代替地はない。申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。土地改良総合整備事業、■■■■地区。完了、S62。 番号10、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積420㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。
-----	--

農政G	番号11、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積230㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、宅地。宅地に隣接し、利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号12、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積69㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。携帯電話無線基地局。除外の理由、■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。県営ほ場整備事業 ■■■■地区。完了、S61。 番号13、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積206㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地。現在の墓が遠方の山中にあり、管理が困難なため、自宅に隣接した申請地に移設したい。他の代替地はない。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は10㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。県営ほ場整備事業 ■■■■地区。完了、S61。 番号14、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積319㎡、うち事業面積41㎡。及び、竹崎6番2、地目は畑、面積278㎡、うち事業面積12㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地。現在の墓地が不便な土地にあり、住居に隣接した申請地に移転したい。他に適地はない。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は41㎡及び12㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。□□□□番について、国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。■■■■番について、団体営 ■■■■地区。完了、H1。 番号15、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積459㎡、うち事業面積15㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。平地でNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は15㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号16、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積3,519㎡、うち事業面積929㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、堆肥舎。現状堆肥舎の容量が限界となっており、申請地に新たに堆肥舎を整備したい。申請地は建物に隣接し、道路沿いであり、利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。県営ほ場整備事業 ■■■■地区。完了、S58。 番号17、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積346㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、農業用資材置き場。農業用の倉庫がないため、申請地にハウスを建設し、農業用資材置き場としたい。自宅近くに農地以外の代替地はない。申請地は、宅地に
-----	--

農政G	隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号18、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積105㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号19、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積981㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地。現在の墓は山の裾野にあり遠方、住居周辺を納骨堂にし、申請地に移転したい。住宅周辺の非農地を検討したが適地はなく、自己所有以外の農地も検討したが、地権者の理解が得られなかった。上記の理由により申請地以外に適地はない。道路に隣接した土地であり、農地の集団化、農作業の効率化を損なうことはない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号20、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積1,783㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号21、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積235㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地。現在の墓は山の裾野にあり遠方、住居周辺を納骨堂にし、申請地に移転したい。住宅周辺の非農地を検討したが適地はなく、申請地以外に適地はない。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は10㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号22、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積1,832㎡、うち事業面積800㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地。自己所有地及び第三者からの取得も検討したが、申請地以外の適地はない。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。県営ほ場整備事業 ■■■■地区。完了、H17。 番号23、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積32㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路・駐車場。道路改良の際に以前の駐車スペースと道路の間に高低差が生じたため、駐車場を設けたい。自宅付近に農地以外の土地はなく、当該地を選定。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障は
-----	---

農政G	ない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号24、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積278㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路・駐車場。道路改良の際に以前の駐車スペースと道路の間に高低差が生じたため、駐車場を設けたい。自宅付近に農地以外の土地はなく、当該地を選定。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。県営ほ場整備事業 ■■■■地区。完了、H17。 番号25、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積113㎡、うち事業面積0.81㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。■■■■指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。■■■■より指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号26、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積184㎡。土地の所有者 ○○○○。事業計画者 △△△△。除外の理由、宅地。建物に隣接し、道路沿いであり利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号27、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積95㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路・駐車場。建物に隣接し、道路沿いであり利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号28、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積1,936㎡。うち事業面積60㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路・駐車場。住宅周辺の所有地はすべて農地であり、道路と隣接する土地は高低差があり、申請地以外は車庫としての整備が困難。分筆予定の申請地はへこみがあり、耕作には向かないため選定。申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。団体営 ■■■■地区。完了、H23。 番号29、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積1,205㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路・駐車場。既存の駐車場が手狭となったため、駐車場を整備したい。計画地の周辺に代替えとなる非農地はない。既存住宅と一体的な事業計画であるため、隣接する申請地以外に適地はない。申請地は他の農地と接しておらず、生産性も低いいため他の農地への影響はない。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。
-----	--

農政G	番号30、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積1,099㎡、うち事業面積9㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地。現在の墓は山中で遠方、住居周辺を納骨堂にし、申請地に移転したい。住宅周辺の非農地を検討したが適地はなく、自己所有以外の農地も検討したが、地権者の理解が得られなかった。上記の理由により申請地以外に適地はない。申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は9㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号31、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積272㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、宅地拡張。現在の宅地に隣接し、拡張が容易。また、道路沿いであり利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号32、土地の所在 □□□□番。地目は畑。面積115㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、進入路・駐車場。建物に隣接し、道路沿いであり利便性を考えれば、他に代替する土地はないと考える。申請地は、宅地及び道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響はない。国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 除外につきましては以上でございます。 続きまして用途区分変更について、ご説明させていただきます。件数1件、筆数1筆。面積336㎡、うち事業面積63㎡が今回の申請内容でございます。 番号1、土地の所在 □□□□番。地目は田。面積336㎡、うち事業面積63㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、農業用施設用地。申請地は道路に隣接した農地であり、今回の事業計画は最小限の計画であり農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。 以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について質疑に入ります。質疑ございませんか。3番立石委員。
3番	番号14について、墓地ということですが、面積が合計で53㎡になっています。進入路と兼ねているのではないかとおもいますが、いかがでしょうか。
議長	説明させていただきます。こちらについては、墓地ということでいまのところ申請が上がってきておりまして、だいたい墓地ですと10㎡以内というのがおおむね決まっておりますけれども、こちらにつきましては、○○○○による申請ということで、墓地担当の町民課と協議いたしまして、適正という説明があつています。以上です。
3番	霊園等にされるのでしょうか。

農政G	土地利用計画図をみていただきますと、いまおっしゃったように、□□□□用・□□□□用・□□□□用という3つの用途でお墓を建てるということで、おうかがいしています。
3番	わかりました。
議長	他にございませんか。承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに決しました。
事務局	次、その他について事務局お願いいたします。 事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○農業者年金加入促進について ○互助会活動費について
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は6月24日(火)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 ㊟

議事録署名委員 4番 ㊟

議事録署名委員 7番 ㊟